

機械のはさまれ、巻き込まれ災害が多発しています

● 令和4年4月以降に長崎署管内で発生した機械のはさまれ、巻き込まれ災害事例

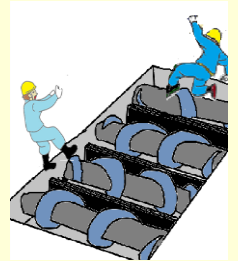
機械の清掃中に発生した災害

発生日時 令和4年4月
業種 社会福祉施設
被災者 女性、20代
被災程度 右薬指挫創
休業見込 12週間
発生状況 食品加工室で、シーター（パンの生地を伸ばす機械）の清掃作業中、運転を停止させずに、ローラーの表面を布きんで拭いているとき、布きんがローラーに巻き込まれ、ローラーとローラーとの間に右手指を挟んだ。
発生原因 シーターの運転を停止させずに、清掃作業を行ったこと。
対策 清掃作業にかかる手順書を作成し、清掃時の運転停止の徹底を図ること。



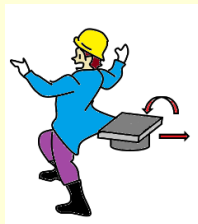
機械の点検中に発生した災害

発生日時 令和4年5月
業種 産業廃棄物処理業
被災者 ① 男性、50代
② 男性、50代
被災程度 ① 右第2趾骨折
② 右足皮膚剥脱創
休業見込 ① 1か月
② 1か月
発生状況 破碎機の点検中、他の作業員が当該機械を起動させたため、ホッパー内で点検を行っていた作業員2名が機械に足を挟まれた。
発生原因 点検中であることを確認せず、他の作業員が機械を起動させたこと。
対策 操作盤に「点検中」の表示を行うこと。



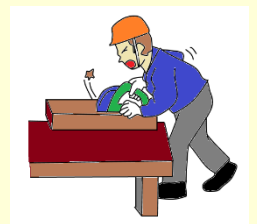
安全柵がない機械で発生した災害

発生日時 令和4年4月
業種 セメント製品製造業
被災者 男性、60代
被災程度 腰椎圧迫骨折
休業見込 3ヵ月
発生状況 成型機（自動でコンクリート製品を製造する機械）を操作中、製品の不具合に気づき、成型機に近づいたが間に合わず、操作位置に戻るため振り返ったとき、作業用ヤッケの背中部分が成型機の回転部分に巻き込まれた。
発生原因 成型機の回転部分に覆い等を設けていなかったこと。
対策 成型機の回転部分に接触防止用の柵を設けること。



切り粉を払うときに発生した災害

発生日時 令和4年4月
業種 建設業
被災者 男性、40代
被災程度 左手薬指開放骨折
休業見込 1ヵ月
発生状況 工事現場で、穴開け機械を使用し、鉄骨を加工中、手で切り粉を払ったとき、着用していたゴム手袋ごと手指が回転部分に巻き込まれた。
発生原因 回転する機械を使用する際、手袋を着用させていたこと。また、作業手順書を作成していなかったこと。
対策 回転する機械を使用するときは、手袋を着用させないこと。また、穴開け機械の作業手順を作成すること。



機械による「はさまれ、巻き込まれ災害」を ゼロ にするための具体的な対策

「はさまれ、巻き込まれ災害」は、「転倒災害」「動作の反動」「墜落・転落災害」に次いで4番目に多く発生しており、製造業や建設業だけではなく、**すべての業種**で発生しています。

また、機械の「はさまれ・巻き込まれ災害」が一旦発生すると、手指の打撲・捻挫にとどまらず、骨折・切断に至り、後遺症が残る場合や死亡に至る場合がありますので、以下の事項を参考に、必要な労働災害防止対策に取り組んでいただきますようお願いします。

- ☑ 機械の故障や不具合が発生した場合は、作業員で判断せず、「安全衛生責任者」に連絡して対応を検討して下さい。
- ☑ 点検、整備、調整等を行うときは、確実に機械の電源を切って下さい。また、他の作業員が誤って電源を入れることがないように、周囲に分かるように表示をして下さい。
- ☑ 作業員の見やすい箇所(機械のカバー部分等)に、「清掃中は機械の電源を切ること」等の安全表示を行って下さい。
- ☑ 点検、整備、調整等を行う前には、必ず作業手順を確認して下さい。また、作業を開始する前に、危険予知ミーティングを行い、作業員同士で、作業の中にひそんでいる危険を共有して下さい。
- ☑ 機械に詰まった材料を取り除く場合は、掻き出し棒やマジックハンド等を使用させて下さい。
- ☑ 機械には、非常停止装置が設置されているか確認して下さい。また、その非常停止装置の作動状況を定期的に確認して下さい。
- ☑ 機械の可動部分について、安全カバーの設置状況を職場巡視で日頃から確認して下さい。
また、その機械の安全カバーを取り外したとき、自動的に機械が停止する(インターロック)機構となっているか確認して下さい。

職長等に対する安全衛生教育の対象業種が拡大されます！

施行日: 令和5年4月1日

労働安全衛生法第60条の規定より、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(以下「職長等」という。)に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。

労働安全衛生法施行令の改正により、令和5年4月1日から、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食料品製造業(うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業(※)を除く。)」及び「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わります。

[職長等教育の内容]

講習科目	講習時間
作業手順の定め方、労働者の適正な配置の方法	2時間
指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
危険性又は有害性等の調査の方法、危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置、設備・作業等の具体的な改善の方法	4時間
異常時における措置、災害発生時における措置	1.5時間
作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法、労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間



※ 「うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業」は、従来から職長等教育の対象業種